

総行公第102号  
総行安第45号  
令和6年12月2日

各都道府県総務部長  
(人事担当課、安全衛生担当課、市町村担当課、区政課扱い)  
各指定都市総務局長  
(人事担当課、安全衛生担当課扱い)  
各人事委員会事務局長

殿

総務省自治行政局公務員部  
公務員課長  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部改正等について  
(令和7年4月1日施行の子の看護休暇等の見直し関係)

本日、次に掲げる人事院規則及び通知が公布又は発出され、令和7年4月1日から施行されます。

- ① 人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)の一部を改正する人事院規則(人事院規則10-4-37)
- ② 人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する人事院規則(人事院規則15-14-43)
- ③ 人事院規則15-15(非常勤職員の勤務時間及び休暇)の一部を改正する人事院規則(人事院規則15-15-21)
- ④ 「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」の一部改正について(令和6年職職-296)
- ⑤ 「人事院規則15-15(非常勤職員の勤務時間及び休暇)の運用について」の一部改正について(令和6年職職-297)
- ⑥ 「子の看護休暇等の上限日数の取扱いについて」の一部改正について(令和6年職職-305)

今般の改正は主に、本年8月8日の人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」における「仕事と生活の両立支援の拡充」の一部の項目に対応するものです。項目全体に対する今回の対応関係については別紙を参照してください。

今般の改正の主な内容は下記のとおりです。下記の一部については、本年5月31日付け

通知<sup>1</sup>（以下「公布通知」という。）にてお示ししたとおり、地方公務員については既に法改正が行われており、令和7年4月1日から施行されます（公布通知の記の第1）。

つきましては、公布通知の記の第1に対応するため、及び、地方公務員法の趣旨に沿い、下記の内容に留意の上、子の看護休暇や非常勤職員の休暇の見直し等について令和7年4月1日より適用すべく、例規の改正など所要の措置を講じていただくようお願いします。

各都道府県においては、貴都道府県内の市区町村等に対しても御連絡いただくようお願いします。なお、本通知については地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

## 記

### 1. 子の看護休暇に関する見直し

- ① 子の行事参加（入園・卒園式、入学式）や感染症に伴う学級閉鎖等の場合でも休暇を取得可能となるよう、取得事由を拡大すること。
- ② 対象となる子の範囲を、小学校3年生修了時まで拡大すること。
- ③ 非常勤職員の子の看護休暇の取得要件から「6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの」を削除すること。

### 2. その他非常勤職員の休暇に関する見直し

- ① 非常勤職員の以下の休暇について、取得要件から「6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの」を削除すること。
  - ・ 出生サポート休暇
  - ・ 配偶者出産休暇
  - ・ 育児参加のための休暇
  - ・ 短期介護休暇
- ② 非常勤職員の病気休暇（私傷病）について、有給化すること。
  - ※ 使用可能日数（その者の1週間又は1年間の勤務日数に応じた日数）については変更なし。

### 3. 人間ドック受診のための職務専念義務免除の対象範囲の見直し

---

<sup>1</sup> 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正について（令和6年5月31日付け総行公第37号、こ総政第140号、基法発0531第1号）

人間ドック受診に係る職務専念義務の免除が可能である非常勤職員の範囲について、1週間当たりの勤務時間が常勤職員の2分の1以上で6月以上の継続勤務をしている非常勤職員についても対象とするよう拡大すること。

(問合せ先) 総務省自治行政局公務員部

◇ 3以外に関すること

公務員課公務員第四係 TEL:03-5253-5544

◇ 3に関すること

安全厚生推進室安全厚生係 TEL:03-5253-5560

【参考】公務員人事管理に関する報告（仕事と生活の両立支援の拡充部分 抜粋）

## (2) 仕事と生活の両立支援の拡充

### ア 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充

#### (ア) 育児時間の取得パターンの多様化等

公務における育児時間は、民間労働法制における所定労働時間の短縮に相当する措置として、現行制度上、1日に2時間の範囲内で取得できる。今般、民間労働法制において導入される労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするための新たな休暇に相当する措置として、1年に10日相当時間数の範囲内で1日当たりの上限時間数なく育児時間を取得できるパターンを追加する。なお、このパターンの育児時間と現行の育児時間のいずれを取得するかは、職員による選択制とする。

さらに、非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大する（現行は3歳未満の子）。

#### (イ) 超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大

職員が請求した場合に超過勤務の免除の対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大する（現行は3歳未満の子）。

#### (ウ) 子の看護休暇等の見直し

今般の改正で対応

子の看護休暇の対象となる子の範囲を小学校3年生までの子に拡大する（現行は小学校就学前の子）とともに、子の行事参加（入園・入学式、卒園式）や感染症に伴う学級閉鎖等にも利用できるよう取得事由を拡大する。

また、非常勤職員の子の看護休暇の取得要件並びに同様の取得要件を定めている、出生サポート休暇、配偶者出産休暇及び育児参加

のための休暇の取得要件を緩和（6月以上の任期又は継続勤務を取得要件から削除）し、任期の短い非常勤職員も採用当初からこれらの休暇を取得可能とする。

#### (I) 仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等

妊娠・出産時や育児期の職員への、面談等による両立支援制度の周知や制度利用・働き方の意向聴取及び聴取した意向への配慮を各省各庁の長に義務付け、職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう支援する。

#### イ 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備

家族の介護の必要性が生じた職員への両立支援制度の周知・意向確認や職員への仕事と介護の両立支援制度に関する早期の情報提供及び職場環境の整備（研修等の開催、相談窓口の設置等）を各省各庁の長に義務付け、職員が仕事と介護の両立に必要な制度を選択できるよう支援する。

今般の改正で対応

また、非常勤職員の短期介護休暇の取得要件を緩和（6月以上の任期又は継続勤務を取得要件から削除）し、任期の短い非常勤職員も採用当初から取得可能とする。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年十二月二日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一〇―四―三七

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（採用時等の健康診断）</p> <p>第十九条 各省各庁の長は、職員（人事院の定める非常勤職員を除く。以下この条及び次条第二</p>	<p>（採用時等の健康診断）</p> <p>第十九条 各省各庁の長は、職員（人事院の定める非常勤職員を除く。以下この条、次条第二項</p>

項第二号において同じ。)の採用に際し、その者の健康診断(第二十二條の四第一項に規定する検査を除く。以下第二十四條の四までにおいて同じ。)を行わなければならない。職員を新たに別表第三に掲げる業務に従事させる場合にも、同様とする。

2 (略)

(定期の健康診断)

第二十条 (略)

2 前項の健康診断は、次に掲げるものとする。

一 すべての職員(人事院の定める非常勤職員を除く。第二十一條の二及び第二十四條の二において同じ。)に対して行う一般定期健康

第二号及び第二十一條の二において同じ。)の採用に際し、その者の健康診断(第二十二條の四第一項に規定する検査を除く。以下第二十四條の四までにおいて同じ。)を行わなければならない。職員を新たに別表第三に掲げる業務に従事させる場合にも、同様とする。

2 (略)

(定期の健康診断)

第二十条 (略)

2 前項の健康診断は、次に掲げるものとする。

一 すべての職員(人事院の定める非常勤職員を除く。第二十四條の二において同じ。)に対して行う一般定期健康診断

診断

二 (略)

3 (略)

二 (略)

3 (略)

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）に基づき、人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年十二月二日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一五―一四―四三

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第二十二条 勤務時間法第十九条の人事院規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、そ</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第二十二条 勤務時間法第十九条の人事院規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、そ</p>



の期間は、当該各号に定める期間とする。

一〇十 (略)

十一 九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして人事院が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして人事院が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行

の期間は、当該各号に定める期間とする。

一〇十 (略)

十一 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事院が定めるその子の世話を行うことという。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において五日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間

<p> 事のうち人事院が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において五日（その養育する九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間  十二〜十八 （略）  2〜4 （略） </p>	<p> 十二〜十八 （略）  2〜4 （略） </p>
--	---------------------------------

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）に基づき、人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年十二月二日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一五―一五―二一

人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

	改正後	改正前
	(年次休暇以外の休暇)	(年次休暇以外の休暇)

第四条 各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員（第八号、第九号及び第十二号から第十四号までに掲げる場合にあつては、人事院の定める非常勤職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

一〇十三 （略）

十四 非常勤職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 一の年度において人事院の定める期間

2 各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員（第二号から第五号までに掲げ

第四条 各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員（第八号、第九号、第十二号及び第十三号に掲げる場合にあつては、人事院の定める非常勤職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

一〇十三 （略）  
（新設）

2 各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員（第二号から第五号まで及び第

る場合にあつては、人事院の定める非常勤職員に限る。) に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

一 (略)

二 九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する非常勤職員が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして人事院が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして

九号に掲げる場合にあつては、人事院の定める非常勤職員に限る。) に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

一 (略)

二 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する非常勤職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事院の定めるその子の世話を行うことを行う。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において五日(その養育する小学校就学の始期に達するま

---

人事院が定める事由に伴うその子の世話を  
行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る  
行事のうち人事院が定めるものへの参加をす  
ることをいう。)のため勤務しないことが相  
当であると認められる場合 一の年度におい  
て五日(その養育する九歳に達する日以後の  
最初の三月三十一日までの間にある子が二人  
以上の場合にあつては、十日) (勤務日ごと  
の勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員  
にあつては、その者の勤務時間を考慮し、人  
事院の定める時間)の範囲内の期間

三〇八 (略)

(削る)

---

での子が二人以上の場合にあつては、十日)  
(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でな  
い非常勤職員にあつては、その者の勤務時間  
を考慮し、人事院の定める時間)の範囲内の  
期間

三〇八 (略)

九 非常勤職員が負傷又は疾病のため療養する

---

<p>3 九 (略)</p>	<p>3 十 (略)</p> <p>必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前三号に掲げる場合を除く。） 一の年度において人事院の定める期間</p>
------------------------	---

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

令和6年12月2日

## 人 事 院 事 務 総 長

「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」の一部改正について（通知）

「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年7月27日職職—328）」の一部を下記のとおり改正したので、令和7年4月1日以降は、これによってください。

## 記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
第14 特別休暇関係 1 規則第22条第1項の特別休暇の取扱いについては、それぞれ次に定めるところによる。 (1)～(11) (略)	第14 特別休暇関係 1 規則第22条第1項の特別休暇の取扱いについては、それぞれ次に定めるところによる。 (1)～(11) (略)



(12) 第 1 1 号の「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する」とは、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）と同居してこれを監護することをいい、同号の「人事院が定めるその子の世話」は、その子に予防接種又は健康診断を受けさせることとし、同号の「人事院が定める事由」は、次に掲げる事由とし、同号の「人事院が定めるもの」は、入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典とし、同号の「一の年」とは、1暦年をいう。

ア 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止

イ 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、

(12) 第 1 1 号の「小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する」とは、小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）と同居してこれを監護することをいい、同号の「人事院が定めるその子の世話」は、その子に予防接種又は健康診断を受けさせることとし、同号の「一の年」とは、1暦年をいう。

(新設)

(新設)

保育等の総合的な提供の推  
進に関する法律（平成18  
年法律第77号）第2条第  
6項に規定する認定こども  
園その他の施設又は児童福  
祉法第24条第2項に規定  
する家庭的保育事業等その  
他の事業における学校保健  
安全法第20条の規定によ  
る学校の休業に準ずる事由  
又はアに掲げる事由に準ず  
るもの

(13)～(17) (略)

2・3 (略)

(13)～(17) (略)

2・3 (略)

以 上

令和6年12月2日

## 人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用  
について」の一部改正について（通知）

「人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用について  
（平成6年7月27日職職—329）」の一部を下記のとおり改正したので、令  
和7年4月1日以降は、これによってください。

## 記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」  
という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、こ  
れを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応  
する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲  
げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないも  
のは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
第4条関係 1 年次休暇以外の休暇の取扱い については、それぞれ次に定め	第4条関係 1 年次休暇以外の休暇の取扱い については、それぞれ次に定め

るところによる。

- (1) この条の第1項及び第2項の「人事院の定める非常勤職員」は、次に掲げる休暇の区分に応じ、それぞれ次に定める職員とする。この場合において、アの「継続勤務」については、第3条関係第2項の規定の例によるものとする。

ア この条の第1項第8号及び第14号の休暇 6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員（週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）

イ この条の第1項第9号、第12号及び第13号並びに第2項第2号及び第3号の休暇 1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職

るところによる。

- (1) この条の第1項及び第2項の「人事院の定める非常勤職員」は、次に掲げる休暇の区分に応じ、それぞれ次に定める職員とする。この場合において、ア及びイの「継続勤務」については、第3条関係第2項の規定の例によるものとする。

ア この条の第1項第8号及び第2項第9号の休暇 6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員（週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）

イ この条の第1項第9号、第12号及び第13号並びに第2項第2号及び第3号の休暇 1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職

員で1年間の勤務日が121日以上であるもの

ウ この条の第2項第4号の  
休暇 同号に規定する申出  
の時点において、1週間の  
勤務日が3日以上とされて  
いる職員又は週以外の期間  
によって勤務日が定められ  
ている職員で1年間の勤務  
日が121日以上であるも  
のであって、当該申出にお  
いて、(17)の規定により指定  
期間の指定を希望する期間  
の初日から起算して93日  
を経過する日から6月を経  
過する日までに、その任期  
(任期が更新される場合に  
あっては、更新後のもの)  
が満了すること及び任命権  
者(国家公務員法第55条  
第1項に規定する任命権者  
及び法律で別に定められた  
任命権者並びにその委任を

員で1年間の勤務日が121  
日以上であるものであつ  
て、6月以上の任期が定め  
られているもの又は6月以  
上継続勤務しているもの

ウ この条の第2項第4号の  
休暇 同号に規定する申出  
の時点において、1週間の  
勤務日が3日以上とされて  
いる職員又は週以外の期間  
によって勤務日が定められ  
ている職員で1年間の勤務  
日が121日以上であるも  
のであって、当該申出にお  
いて、(15)の規定により指定  
期間の指定を希望する期間  
の初日から起算して93日  
を経過する日から6月を経  
過する日までに、その任期  
(任期が更新される場合に  
あっては、更新後のもの)  
が満了すること及び任命権  
者(国家公務員法第55条  
第1項に規定する任命権者  
及び法律で別に定められた  
任命権者並びにその委任を

受けた者をいう。)を同じくする官職に引き続き採用されないことが明らかでないもの

エ (略)

(2)～(10) (略)

(11) この条の第1項第12号の「妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合」とは、非常勤職員の妻の出産に係る入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子(人事院規則15—14第4条の3第1項第2号イにおいて子に含まれるものとされる者を含む。<sup>(12)</sup>及び<sup>(15)</sup>において同じ。)の出生の届出等のために勤務しない場合をいい、この条の第1項第12号の「人事院が定める期間」は、非常勤職員の妻の出産に係る入院等の日から当

受けた者をいう。)を同じくする官職に引き続き採用されないことが明らかでないもの

エ (略)

(2)～(10) (略)

(11) この条の第1項第12号の「妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合」とは、非常勤職員の妻の出産に係る入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子(人事院規則15—14第4条の3第1項第2号イにおいて子に含まれるものとされる者を含む。<sup>(12)</sup>及び<sup>(13)</sup>において同じ。)の出生の届出等のために勤務しない場合をいい、この条の第1項第12号の「人事院が定める期間」は、非常勤職員の妻の出産に係る入院等の日から当

該出産の日後2週間を経過する日までとし、同号の「人事院の定める時間」は、勤務日1日当たりの勤務時間に2を乗じて得た数の時間とし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1時間。ただし、当該非常勤職員の1回の勤務に定められた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数）とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

(12) (略)

(13) この条の第1項第14号及び第2項第8号の「疾病」には、予防接種による著しい発熱等が、これらの号の「療養

該出産の日後2週間を経過する日までとし、同号の「人事院の定める時間」は、勤務日1日当たりの勤務時間に2を乗じて得た数の時間とし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1時間。ただし、当該非常勤職員の1回の勤務に定められた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数）とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

(12) (略)

(新設)

する」場合には、負傷又は疾病が治った後に社会復帰のためリハビリテーションを受ける場合等が含まれるものとする。

- (14) この条の第1項第14号の「人事院の定める期間」は、第3条関係第1項(1)に掲げる職員にあっては10日の範囲内の期間とし、同項(3)に掲げる職員のうち、1週間の勤務日が4日以下とされている職員にあっては次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている職員にあっては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日数の範囲内の期間とする。

1週間の勤務日の日数	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
日数	7日	5日	3日	1日

- (15) この条の第2項第2号の「9歳に達する日以後の最初

(新設)

- (13) この条の第2項第2号の「小学校就学の始期に達する



の3月31日までの間にある  
子（配偶者の子を含む。以下  
この号において同じ。）を養  
育する」とは、9歳に達する  
日以後の最初の3月31日ま  
での間にある子（配偶者の子  
を含む。以下この(15)において  
同じ。）と同居してこれを監  
護することをいい、同号の  
「人事院が定めるその子の世  
話」は、その子に予防接種又  
は健康診断を受けさせること  
とし、同号の「人事院が定め  
る事由」は、次に掲げる事由  
とし、同号の「人事院が定め  
るもの」は、入園、卒園又は  
入学の式典その他これに準ず  
る式典とし、同号の「人事院  
の定める時間」は、勤務日1  
日当たりの勤務時間に5（そ  
の養育する9歳に達する日以  
後の最初の3月31日までの  
間にある子が2人以上の場合  
にあつては、10）を乗じて  
得た数の時間とし、同号の休  
暇の単位は、1日又は1時間

までの子（配偶者の子を含  
む。以下この号において同  
じ。）を養育する」とは、小  
学校就学の始期に達するまで  
の子（配偶者の子を含む。以  
下この(13)において同じ。）と  
同居してこれを監護すること  
をいい、同号の「人事院の定  
めるその子の世話」は、その  
子に予防接種又は健康診断を  
受けさせることとし、同号の  
「人事院の定める時間」は、  
勤務日1日当たりの勤務時間  
に5（その養育する小学校就  
学の始期に達するまでの子が  
2人以上の場合にあつては、  
10）を乗じて得た数の時間  
とし、同号の休暇の単位は、  
1日又は1時間（勤務日ごと  
の勤務時間の時間数が同一で  
ない非常勤職員にあつては、  
1時間。ただし、当該非常勤  
職員の1回の勤務に定められ  
た勤務時間であつて1時間未  
満の端数があるものの全てを  
勤務しない場合には、当該勤

(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1時間。ただし、当該非常勤職員の1回の勤務に定められた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数)とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

ア 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止

務時間の時間数)とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

(新設)

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こ

(新設)

ども園その他の施設又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第20条の規定による学校の休業に準ずる事由又はアに掲げる事由に準ずるもの

(16)～(18) (略)

(削る)

(削る)

(14)～(16) (略)

(17) この条の第2項第8号及び第9号の「疾病」には、予防接種による著しい発熱等が、これらの号の「療養する」場合には、負傷又は疾病が治った後に社会復帰のためリハビリテーションを受ける場合等が含まれるものとする。

(18) この条の第2項第9号の「人事院の定める期間」は、第3条関係第1項(1)に掲げる職員にあっては10日の範囲内の期間とし、同項(3)に掲げる職員のうち、1週間の勤務日が4日以下とされている職員にあっては次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数

の区分に応じ、週以外の期間  
によって勤務日が定められて  
いる職員にあっては同表の中  
欄に掲げる1年間の勤務日の  
日数の区分に応じ、それぞれ  
同表の下欄に掲げる日数の範  
囲内の期間とする。

1週間の勤務日の日数	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
日数	7日	5日	3日	1日

2 (略)

3 勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である非常勤職員の1時間を単位として与えられたこの条の第1項第9号、第12号若しくは第13号若しくは第2項第2号若しくは第3号の休暇又は1日以外の単位で与えられたこの条の第1項第14号の休暇を日に換算する場合には、これらの休暇を与えられた職員の勤務日1日当たりの勤務時間をもって1日とする。

4 (略)

2 (略)

3 勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である非常勤職員の1時間を単位として与えられたこの条の第1項第9号、第12号若しくは第13号若しくは第2項第2号若しくは第3号の休暇又は1日以外の単位で与えられた同項第9号の休暇を日に換算する場合には、これらの休暇を与えられた職員の勤務日1日当たりの勤務時間をもって1日とする。

4 (略)

以 上

令和6年12月2日

人事院事務総局

職員福祉局職員福祉課長

「子の看護休暇等の上限日数の取扱いについて」の一部改正について（通知）

「子の看護休暇等の上限日数の取扱いについて（平成30年3月1日職職—43）」の一部を下記のとおり改正したので、令和7年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<u>子の看護等休暇等の上限日数の取扱いについて（通知）</u>	<u>子の看護休暇等の上限日数の取扱いについて（通知）</u>
<u>人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）（以下「規</u>	<u>職員の子が小学校へ入学する場合等の子の看護休暇等の上限日数につ</u>

規則 15-14という。) 第 22 条第 1 項第 1 1 号及び人事院規則 15-15 (非常勤職員の勤務時間及び休暇) (以下「規則 15-15」という。) 第 4 条第 2 項第 2 号の休暇 (以下「子の看護等休暇」という。) の対象となる子又は 規則 15-14 第 2 2 条第 1 項第 1 2 号及び規則 15-15 第 4 条第 2 項第 3 号の休暇 (短期介護休暇) の対象となる要介護者の人数が年の中途において 2 人以上から 1 人となった場合等の子の看護等休暇等の上限日数について、令和 7 年 4 月 1 日以降、下記のとおり取り扱ってください。

- 1 職員の子が 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子でなくなったことその他の事由 (以下「9 歳年度の終了等」という。) により、規則 15-14 第 2 2 条第 1 項第 1 1 号に規定する子の人数が年の中途において 2 人以上から 1 人となった場合は、9 歳年度の終了等の時点における同号の休暇の残日数 (残日数が 5

いて、平成 30 年 4 月 1 日以降、下記のとおり取り扱ってください。

- 1 職員の子が 小学校就学の始期に達したことその他の事由 (以下「入学等」という。) により、人事院規則 15-14 (職員の勤務時間、休日及び休暇) 第 2 2 条第 1 項第 1 1 号に規定する子の人数が年の中途において 2 人以上から 1 人となった場合は、入学等の時点における同号の休暇の残日数 (残日数が 5 日を超えるときは、5 日

日を超えるときは、5日)の範囲内で同号の休暇を取得することができる。

2 規則15—15第1条に規定する非常勤職員(以下「非常勤職員」という。)が規則15—15第4条第2項第2号の休暇を取得する場合も上記1と同様とする。この場合において、上記1中「規則15—14第22条第1項第11号」とあるのは「規則15—15第4条第2項第2号」と、「年の中途」とあるのは「年度の中途」とする。

3 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号)第20条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)の死亡その他の事由(以下「死亡等」という。)により、要介護者の人数が年の中途において2人以上から1人となった場合

)の範囲内で同号の休暇を取得することができる。

2 人事院規則15—15(非常勤職員の勤務時間及び休暇)第1条に規定する非常勤職員(以下「非常勤職員」という。)が人事院規則15—15第4条第2項第2号の休暇を取得する場合も上記1と同様とする。この場合において、上記1中「人事院規則15—14(職員の勤務時間、休日及び休暇)第22条第1項第11号」とあるのは「人事院規則15—15(非常勤職員の勤務時間及び休暇)第4条第2項第2号」と、「年の中途」とあるのは「年度の中途」とする。

3 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号)第20条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)の死亡その他の事由(以下「死亡等」という。)により、要介護者の人数が年の中途において2人以上から1人となった場合

には、死亡等の時点における規則 15—14 第22条第1項第12号の休暇の残日数（残日数が5日を超えるときは、5日）の範囲内で同号の休暇を取得することができる。

- 4 非常勤職員が規則 15—15 第4条第2項第3号の休暇を取得する場合も上記3と同様とする。この場合において、上記3中「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第20条第1項」とあるのは「規則 15—15 第4条第2項第3号」と、「年の中途」とあるのは「年度の中途」と、「規則 15—14 第22条第1項第12号」とあるのは「同号」とする。

には、死亡等の時点における人事院規則 15—14 第22条第1項第12号の休暇の残日数（残日数が5日を超えるときは、5日）の範囲内で同号の休暇を取得することができる。

- 4 非常勤職員が人事院規則 15—15 第4条第2項第3号の休暇を取得する場合も上記3と同様とする。この場合において、上記3中「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第20条第1項」とあるのは「人事院規則 15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第4条第2項第3号」と、「年の中途」とあるのは「年度の中途」と、「人事院規則 15—14 第22条第1項第12号」とあるのは「同号」とする。

以 上



各府省人事担当課長 殿

人事院事務総局職員福祉局職員福祉課長

~~子の看護休暇~~子の看護等休暇等の上限日数の取扱いについて（通知）

~~職員の子が小学校へ入学する~~人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）（以下「規則15-14」という。）第22条第1項第11号及び人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）（以下「規則15-15」という。）第4条第2項第2号の休暇（以下「子の看護等休暇」という。）の対象となる子又は規則15-14第22条第1項第12号及び規則15-15第4条第2項第3号の休暇（短期介護休暇）の対象となる要介護者の人数が年の中途において2人以上から1人となった場合等の子の看護休暇子の看護等休暇等の上限日数について、平成30令和7年4月1日以降、下記のとおり取り扱ってください。

#### 記

- 1 ~~職員の子が小学校就学の始期に達した~~9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子でなくなったことその他の事由（以下「大学9歳年度の終了等」という。）により、~~人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第22条第1項第11号に規定する子の人数が年の中途において2人以上から1人となった場合は、~~大学9歳年度の終了等の時点における同号の休暇の残日数（残日数が5日を超えるときは、5日）の範囲内で同号の休暇を取得することができる。
- 2 ~~人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第1条に規定する非常勤職員（以下「非常勤職員」という。）が人事院規則15-15第4条第2項第2号の休暇を取得する場合も上記1と同様とする。この場合において、上記1中「人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第22条第1項第11号」とあるのは「人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第4条第2項第2号」と、「年の中途」とあるのは「年度の中途」とする。~~

- 3 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第20条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）の死亡その他の事由（以下「死亡等」という。）により、要介護者の人数が年の中途において2人以上から1人となった場合には、死亡等の時点における~~大法院規則15—14第22条第1項第12号~~の休暇の残日数（残日数が5日を超えるときは、5日）の範囲内で同号の休暇を取得することができる。
- 4 非常勤職員が~~大法院規則15—15第4条第2項第3号~~の休暇を取得する場合も上記3と同様とする。この場合において、上記3中「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第20条第1項」とあるのは「~~大法院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第4条第2項第3号~~」と、「年の中途」とあるのは「年度の中途」と、「~~大法院規則15—14第22条第1項第12号~~」とあるのは「同号」とする。

以 上